

平成27年9月25日
四国森林管理局

建設工事の請負契約に係る仲裁合意書の取扱いについて

国有林野事業の工事請負契約については、「国有林野事業の工事の請負契約に係る契約書について」（平成7年11月28日付け7林野管第161号林野庁長官通知）に基づき行うこととされており、あらかじめ競争参加資格を有する者に対して交付している国有林野事業工事請負契約約款において、契約相手方との間に工事の施工等に係る紛争が発生し、調停人のあっせん又は調停による解決の見込みがないと認めたときは、仲裁合意書に基づき審査会の仲裁に付しその仲裁判断に服することとされています。

仲裁合意については、工事契約を締結する当初の段階であらかじめ将来の紛争を仲裁に委ねることを合意しておく場合と、紛争が生じた後に仲裁に委ねようという合意をする場合が考えられますが、紛争が生じた後では、このような合意に至らない場合が想定されます。

このため、四国森林管理局としては、今後、工事請負契約締結時に、契約の相手となる方に対して、仲裁合意書の裏面「仲裁合意書について」を参照の上、仲裁合意に係る意思の確認を行い、同意を得られた場合に仲裁合意を締結することとしたのでお知らせします。

[裏面参照の上、建設工事紛争審査会の仲裁に付することに合意する場合に使用する。]

仲 裁 合 意 書

工 事 名

工 事 場 所

平成 年 月 日に締結した上記建設工事の請負契約に関する紛争については、発注者及び受注者は、建設業法に規定する下記の建設工事紛争審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

管轄審査会名

建設工事紛争審査会

〔管轄審査会名が記入されていない場合は建設業法第25条の9第1項又は第2項に定める建設工事紛争審査会を管轄審査会とする。〕

平成 年 月 日

発注者 住所

分任支出負担行為担当官

氏名

印

受注者 住所

氏名

印

仲 裁 合 意 書 に つ い て

1 仲裁合意について

仲裁合意とは、裁判所への訴訟に代えて、紛争の解決を仲裁人に委ねることを約する当事者間の契約である。

仲裁手続によってなされる仲裁判断は、裁判上の確定判決と同一の効力を有し、たとえその仲裁判断の内容に不服があっても、その内容を裁判所で争うことはできない。

2 建設工事紛争審査会について

建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）は、建設工事の請負契約に関する紛争の解決を図るため建設業法に基づいて設置されており、同法の規定により、あっせん、調停及び仲裁を行う権限を有している。

また、中央建設工事紛争審査会（以下「中央審査会」という。）は国土交通省に、都道府県建設工事紛争審査会（以下「都道府県審査会」という。）は各都道府県にそれぞれ設置されている。審査会の管轄は、原則として、受注者が国土交通大臣の許可を受けた建設業者であるときは中央審査会、都道府県知事の許可を受けた建設業者であるときは当該都道府県審査会であるが、当事者の合意によって管轄審査会を定めることもできる。

審査会による仲裁は、三人の仲裁委員が行い、仲裁委員は、審査会の委員又は特別委員のうちから当事者が合意によって選定した者につき、審査会の会長が指名する。また、仲裁委員のうち少なくとも一人は、弁護士法の規定により弁護士となる資格を有する者である。

なお、審査会における仲裁手続は、建設業法に特別の定めがある場合を除き、仲裁法の規定が適用される。